

まちづくり ニュース

阿見吉原のまち~

~楽しみになってきたネ



圏央道開通式
(3月10日)



開通した圏央道
(3月10日)



開通記念ウォーキング
(3月3日)



阿見東ICに直結!
新たなまちづ
き
阿見吉原土地区画整理事業

事業のPR看板
(商業・業務施設用地)

商業・業務施設用地

阿見東.I.C.

圏央道

変わりゆく阿見吉原東地区と圏央道阿見東I.C.
平成19年3月14日 撮影

審議会・評価員会等の開催



■審議会・評価員会等の開催状況

事業の進捗に合わせて土地区画整理事業審議会や評価員会を随時、開催しております。



第8回審議会

第13回協議会

平成19年2月14日(水)

- ・換地設計の一部変更(諮詢第15号)

- ・仮換地指定(諮詢第16号)など

第7回評価員会

平成19年2月23日(金)

- ・事業の進捗状況について

- ・用途地域の変更及び地区計画の決定についてなど

第9回審議会

第14回協議会

平成19年6月6日(水)

- ・評価員の選任について(諮詢第17号)など

※水戸地方法務局土浦支局統括登記官であった大越範男氏が異動により評価員を辞任されたため、新任の同統括登記官
市原啓正氏を選任いたしました。

第8回評価員会

平成19年6月13日(水)

- ・今年度の事業予定について

- ・保留地処分手続きの流れについてなど

■先進地の視察について

【日時:7月11日(水) 場所:栃木県宇都宮市、佐野市】

今後、区画整理事業により整備された宅地を、いかに有効、かつ効果的に利活用していくかが権利者・事業者の共通の課題ともいえます。

そこで当該地区同様、I.C.に近接した大規模な先進整備地区について審議会委員と共に視察し、土地の有効活用について勉強をしてまいりました。

先進地
の視察
1
inspection



サザンクロス佐野(佐野新都市)

誘致した大規模商業施設や教育施設等を中心とした『活気と賑わいある』まちづくり

※プレミアムアウトレットやイオンショッピングセンターなどが進出し、佐野短期大学も誘致され「歴史・大人の街」に「流行裏地・若者の街」というイメージが加わり幅広い年齢層の方が集まる街へと変わりました。

先進地
の視察
2
inspection



インターパーク宇都宮南(東谷・中島地区)

I.C.に近接する利便性を生かした
「商業・産業・住居系」の職住近接型まちづくり

※北関東自動車道I.C.から「大規模商業業務施設」にダイレクトにアクセスできる等、恵まれた交通条件を有効的に生かした土地の利活用が行われております。東地区の整備イメージに最も近い事例です。

みなさまへのお願い



【住所や氏名、権利などが変わるとこにはご連絡ください】

住所や氏名、また所有権などの変更があった場合には、お手数ですが茨城県竜ヶ崎土木事務所阿見吉原地区整備課までご連絡ください。

今後、重要な通知などを届けできなくなったり、換地上の支障が出たりすることもありますので、ご協力ををお願いいたします。

また、家屋の建築を行う場合や融資などにより金融機関に提出する各種証明書が必要となった場合も、土木事務所にて所定の用紙をご請求ください。

○住所・氏名が変わったとき……届出用紙をご請求ください

○所有権などの権利が変わったとき……届出用紙をご請求ください

○土地の分合筆などをしようとするとき……事前にご相談ください

○土地の形質などの変更及び建築物などの新築・増築・改築を行うとき

……事前にご相談ください

○『仮換地証明』や『底地証明』等が必要となったとき

……証明書交付願用紙をご請求ください

※インターネットのホームページからのダウンロードが可能になりました。



【工事区域の周辺のみなさまへ】



当地区では、土地区画整理事業の工事を実施しており、工事区域周辺のみなさまには大変ご迷惑をおかけしております。

工事用車両の出入りなどには十分注意しておりますが、工事施工箇所及びその付近は非常に危険ですので、一般の方は立ち入らないようご協力ををお願いいたします。

なお、地区内の町道は従来通り通行できますが、一部工事用道路としても利用しておりますので、通行の際はご注意ください。

特に7~8月は子供たちも夏休みに入りますので、ご家庭において【工事現場への立ち入りが非常に危険であること】をよくお伝えくださるよう、お願い申し上げます。



【不法投棄の防止】

不法投棄を行うと法律により罰せられます。不法投棄を見かけた方は、阿見町役場、牛久警察署または、竜ヶ崎土木事務所までご連絡ください。よろしくお願ひいたします。

【阿見吉原地区のホームページがリニューアルされました!】

「計画の概要」や「事業新着情報」などが紹介されています!

●茨城県庁のホームページアドレス <http://www.pref.ibaraki.jp>



【阿見吉原地区に関するお問い合わせは…】

茨城県竜ヶ崎土木事務所 阿見吉原地区整備課

〒301-0007 茨城県竜ヶ崎市駒柴町35

TEL: 0297-65-3411 (内線21・39) FAX: 0297-65-1415

平成19年4月から
「区画整理事業」から
「阿見吉原地区整備課」に
課名が変わりました



今年度の事業予定



■平成19年度事業スケジュール

工事に関すること	平成19年度		平成20年度
	上半期	下半期	
幹線道路整備工事		4車線整備や歩道整備などを行います。	
供給処理施設工事 (上・下水道・ガス管敷設工事)	●————→	幹線道路及び区画道路内に布設いたします。 ※但し、管を使用することは出来ません。	●————→
商業・業務施設用地造成工事	●————→	今年度内完成を目指します。	使用収益開始
ストックヤードの設置	●————→	工事 供用開始 ※未事業化地区を含め、事業期間中継続して使用いたします。	→
商業・業務施設用地への立地に関すること		造成工事と共に魅力ある企業の立地を目指し、誘致活動を行っていきます。	→
●:区画整理審議会 ◆:評価員会 などに関すること	● ◆ ○	7/11 先進地視察	● ●
権利者の方々への説明に関すること		(仮称)まちづくり勉強会、意向調査などの実施	●————→

■宅地の利活用及び整備の意向ヒアリングについて



平成19年3月の『圏央道及び幹線道路の開通』や平成20年春の『商業・業務施設用地の使用収益開始(予定)』とめざましく変わりつつある阿見吉原東地区において、今後整備される宅地の有効な利活用を考えるための『勉強会』や『個別ヒアリング』等を秋頃より実施する予定です。

また、昨年度も実施いたしました『宅地整備についてのヒアリング』も予定しています。

ご協力いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

電柱の設置について

NEWS

今後、工事の進捗により『宅地が利用可能』になると電気の供給が必要となります。

当地区での供給方法は東京電力やNTTが『電柱を宅地内に設置(借地)』して供給する方法としております。設置にあたっては、事前に権利者の皆さんに説明をいたします。ご協力のほどよろしくお願い致します。

詳細については、同封する『電柱設置について』のチラシをご覧ください。



今年度の工事計画



今年度は、平成20年春の使用収益開始を予定している「商業・業務施設用地」や「北側街区」の造成工事を中心に、「幹線道路の築造」及び「上・下水道、ガス管などの供給処理施設の敷設」工事を進めていく予定です。

また6月より、造成計画における不足土量を補うため、公共残土のストックヤードを地区に隣接した県有地に設置いたしました。

今後とも、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

■平成19年度工事実施箇所図

	過年度工事
	造成工事
	ストックヤード・進入路
	道路築造工事
	調整池工事
	供給処理施設工事



▲ストックヤード(土工事、盛土材の仮置場)の入口



▲事業の概要看板

ストックヤード



▲供給処理施設の敷設工事(菜師山通り線)



▲商業・業務施設用地の造成工事

圏央道阿見東IC

平成20年春
商業・業務施設用地
完成!!



埋蔵文化財の調査



■薬師入遺跡発掘調査についてのご報告

平成14年度の試掘調査から4年の年月をかけ昨年度末に『薬師入遺跡の発掘調査』が終了いたしました。

商業・業務施設用地から阿見東I.C.にかかる広大な遺跡であり、旧石器時代から中世にかけての集落跡や土石器類などを多数確認することができました。

古代吉原の地も大変豊かで居住に適した土地であったことが想像できます。

今後、出土した土石器類などは県の教育財団での整理を経て町教育委員会にて展示される予定です。



▲出土した土器類



▲発掘作業を見学する子供達(体験学習)



▲何か新しいものか出てこないかな~

古代吉原の人達も
ここにI.C.が出来ると
夢にも思わなかつた
ろうネエ…



▲出土した土器



Q

なぜ区画整理事業地では遺跡の
「発掘調査」を行うのですか？



A

遺跡(埋蔵文化財)は大切な歴史遺産であることから、文化財保護法という法律によって保護されています。

埋蔵文化財は文献資料が残されていない時代にあっては、当時の人々の生活の様子を直接伝える唯一の歴史的・文化的資料であり、また文献資料が残されている時代にあっても資料内容の検証とともに新たな事実の証明としての価値をもつものです。

そこで区画整理事業の様に広域的に整備を行う事業については、工事を行う前に発掘調査を実施し、遺跡の記録保存することになるのです。

今日、開発事業に伴い各地域で行われている発掘調査では、現代社会に生きる私たちが、先人たちの高い技術や工夫に驚かされ、時には教科書の内容を大きく塗り替える様な発見・真実を目の当たりにすることもしばしばございます。

しかし、それにもまして重要なことは、それぞれの地域における個性豊かな文化や歴史の成り立ちを、私たちに雄弁に語りかけてくれることではないでしょうか…。

東地区では今後、**薦崎A遺跡**の発掘調査を行う予定です。

